

# 町会報

## えひめ

2018

4

Vol.109

発行所／愛媛県町村会・愛媛県町村議会議長会  
〒790-0001 松山市一番町4丁目1番地2  
TEL089-941-7598(代表)  
FAX089-945-1318



### 内子町「内子町産じゃばら果汁ドリンク」(株)内子フレッシュパークからり

香酸柑橘の一種である「じゃばら」には、抗アレルギー作用や抗炎症作用のあるフラボノイド成分(ナリルチン)が、ゆずの6倍以上も含まれています。最近では、花粉症の症状抑制に効果があると、注目が集まっています。

ほのかな酸味と爽やかな香りが楽しめる「じゃからサイダー」。焼酎やビールと割って楽しめる「じゃからコンク」は、料理やデザート調味料としても使えます。内子町内でじゃばら果汁ドリンクを提供する飲食店も増加中。その他、道の駅内子フレッシュパークからりでは、各種じゃばら商品を販売中です。一度お試しください。

## Contents

|                        |     |
|------------------------|-----|
| 四国四県町村会長・事務局長会議 .....  | 2   |
| お知らせ 愛媛県市町振興課配席図 ..... | 3   |
| お知らせ 愛媛県町村会事務分担表 ..... | 3   |
| 各町の特産品等 .....          | 4~5 |

|                      |   |
|----------------------|---|
| 一 筆 .....            | 6 |
| 4月の行事／編集後記 .....     | 6 |
| 全国町村議会議員団体補償制度 ..... | 7 |
| お知らせ 行革甲子園 .....     | 8 |

## 四国四県町村会長・事務局長会議

4 / 23 本県で開催

四国四県町村会長・事務局長会議が、「松山全日空ホテル」で開催され、各県会長や事務局長が出席し、各県から提出された議題を中心に意見交換を行った。

- 1 開 会
- 2 あいさつ 清水愛媛県会長
- 3 議長選出 清水愛媛県会長

## 4 議 事

- (1) 各県提出議題
- ① 平成 29 年度四国四県町村長・議長大会決算について  
前回当番の高知県武内事務局長から説明があり、一同異議なく了承された。
- ② 平成 30 年度四国四県町村

長・議長大会開催要綱（案）について  
③ 平成 30 年度四国四県町村長・議長大会予算（案）について  
④ 平成 30 年度四国四県町村長・議長大会開催に伴う依頼事項について  
前記②③④いずれも、当番県である徳島県板東事務局長が一括説明し、一同異議なく了承された。  
なお、本年度の開催要領は別掲のとおりで、9月26日

## 5 閉 会

- (2) 次回開催県について  
次回は高知県で開催されることと決定した。
- ⑤ その他  
高知県武内事務局長から「公営選挙の拡大に関する要望の取扱い」について、情報提供があった。

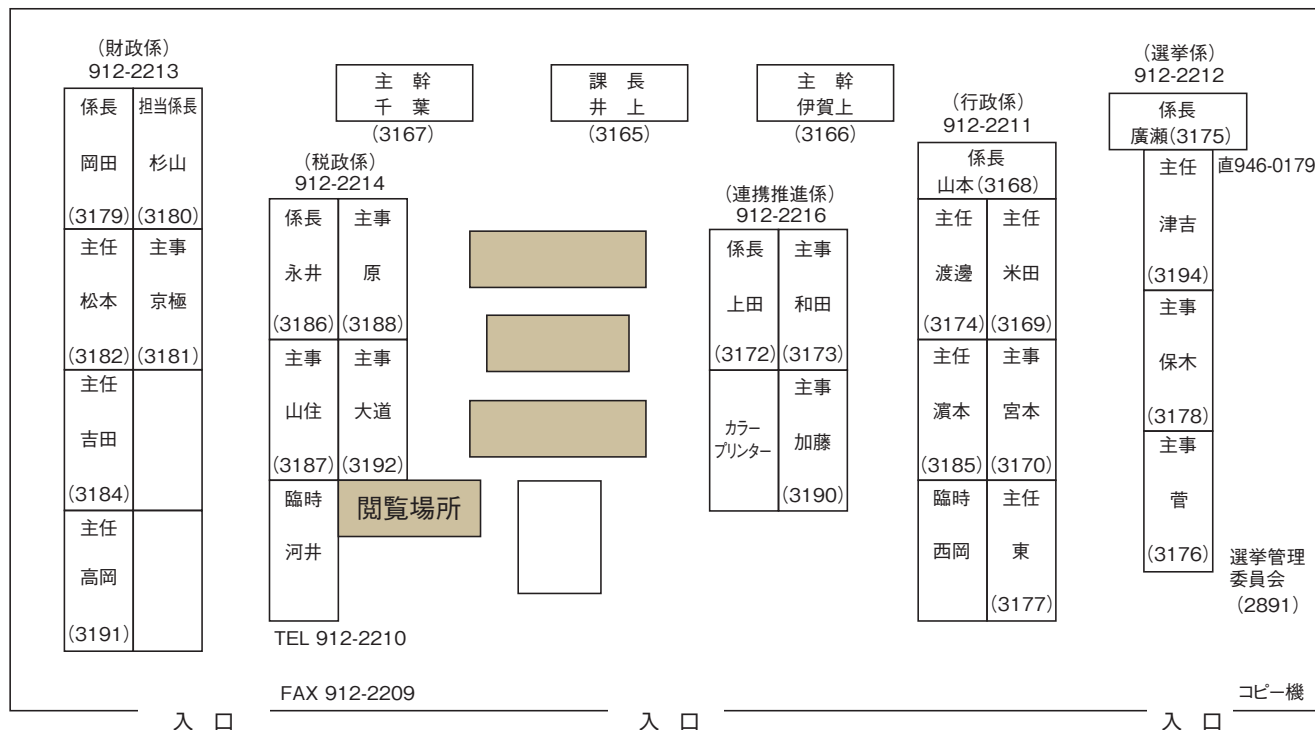
## 平成30年度四国四県町村長・議長大会 開催要綱

1. 名 称 四国四県町村長・議長大会
2. 目 的 四国の57の町村長・議長が一堂に会し、議会と執行部の立場を超えて「元氣溢れる地域をつくる」との強い信念のもと、町村の抱える重要課題について研修・意見交換・審議し、その実現のためお互いに連携を密にしながら、総力を結集して行動し、多様で個性豊かな町村自治の振興と住民福祉の向上を期する。
3. 主 催 四国四県町村会  
四国四県町村議会議長会
4. 日 程 平成30年9月26日（水）  
(1) 大 会 13時30分～15時00分  
(2) 記念講演 15時15分～17時10分  
演 題 未 定  
講 師 ①株式会社メディアドゥ 藤田 恭嗣 氏  
②株式会社ときわ 代表取締役社長 高畑富士子 氏  
(3) 意見交換会 17時30分～19時30分
5. 開催場所 徳島グランヴィリオホテル  
徳島市万代町3丁目5-1 Tel 088-624-1104  
○大 会：1階「グランヴィリオホール」  
○意見交換会：1階「グランヴィリオホール」
6. 出席者 四国四県町村長 全員  
四国四県町村議会議長 全員
7. 大会次第 (1) 開 会  
(2) 国歌斉唱  
(3) あいさつ  
(4) 宣 言  
(5) 来賓祝辞 徳島県知事、徳島県議会議長、  
全国町村会長、  
全国町村議会議長会長  
(6) 議長選出  
(7) 議 事 各県提出議題審議  
(8) 決議・緊急決議  
(9) 共同アピール  
(10) 実行運動方法協議  
(11) 閉 会
8. 意見交換会 (1) 開 会  
(2) あいさつ  
(3) 乾 杯  
(4) 懇 談  
(5) ガンパローコール  
(6) 閉 会





## 市 町 振 興 課 配 席 図



## 愛媛県町村会事務分担表

〔平成30年 4 月 1 日 現在〕

| 職 名     | 氏 名                 | 事 務 分 担                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|---------|---------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事 務 局 長 | 渡 部 明 忠             | 総括、議長会常務理事、振興協会常務理事、総合事務組合事務局長                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 次 長     | 柏 原 準               | 議長会事務局長                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|         | 向 井 政 明             | 事務局長補佐、総合事務組合次長                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 総務課     | 課 長<br>(兼 務)        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・町村会、議長会運営関係(会計除く)、職員人事管理関係(町村会・議長会)に関すること。</li> <li>・総合協議会(水道協会、清掃、山村振興、水産業、下水道、ダム・発電関係)、過疎自立促進、人権協会、監査協関係に関すること。(会計を除く)</li> <li>・各種研修会、要望陳情、町会報えひめ発刊、物資斡旋、軽自動車税申告書の取扱、ホームページ管理に関すること。</li> <li>・全国町村会共済事業、生活協同組合事業、(一財)全国自治協会共済受託事業(公有・生協 自動車事故処理関係含む)に関すること。</li> <li>・町議会議員互助事業、議員補償制度に関すること。</li> <li>・他の課に属さないものに関すること。</li> </ul> |
|         | 主 事                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|         | 書 記                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|         | 書 記                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|         | 専 門 員               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|         | 派遣職員                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 会計課     | 課長・会計管理者<br>振興協会出納役 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・会計全般、給料関係に関すること。</li> <li>・市町村職員共済組合・互助会に関すること。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|         | 専 門 員               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 事業課     | 課 長                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合事務組合(退職手当・消防補償・交通災害・自治会館・議員公務災害の庶務)、振興協会の業務等に関すること。(会計を除く)</li> <li>・文書発送会計に関すること。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                          |
|         | 課長補佐                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|         | 係 長                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|         | 主 事                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |



# 各町の特産品!

これまでに発行している会報の表紙のテーマは「各町の特産品」です。9町を一回りしたので、あらためて一覧にしてみました。こうしてみると、愛媛県内の町には魅力ある特産品がたくさんあるんですね。みなさん、町を歩いてみましょう。

## 伊方町

「柑橘を使ったソフトクリームと  
ジャム&マーマレード」



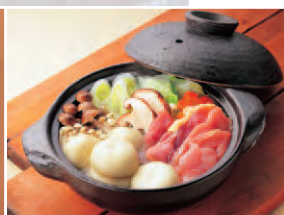
## 松野町

「まつのジビエ」



## 鬼北町

「鬼北熟成雉」



## 愛南町

「愛南かき」





## 久万高原町 「“メイドイン久万高原”の生活雑貨」



## まはだか麦おやつ



## 松前町

「義農作兵衛と義農祭」

## 上島町 「レモンポーク」



## 砥部町

「じねんじよの収穫」



## 内子町 「内子町産じゃばら果汁ドリンク」







## 生き様は大切

春の装いは桜花の命より短く、夏や真夏日がやって来た。日替わりで冬物と夏物が入り乱れ、衣装ハンガーも三つ巴で吊るされている。実に衣替えがシャキッとしたこの4月であった。ただ気象混乱のなかでも季節のうつり変わりは、早め早めのである。

さて、4月は確か明治の代から学業、事務など「年度」の始まりにあたる。当該者は年齢を問わず、新規の学業に、仕事に初心を忘れず頑張っではしい。まず持って新鮮な気持ちで失わないよう。これからの日々は、以前にまして物静かでは終われない波瀾の日が訪れるであろうし、誰もそれから逃れる事は出来ない。

過日、学校生活卒業に際し、「皆勤賞」の是非が世間で取り沙汰されたことがあった。『長年の努力の証しであり素晴らしい。』『病気を無理して登校しなくても、例えばインフルエンザなら他人にうつすことになる。休むことも大事。』など至極ごもつともな意見と一概に言い切れないところが現代の人間社会である。生まれつき病弱子、元気な子、不真面目な子、各人それぞれ定めの上にある…。

野球人で「鉄人」と呼ばれた衣笠祥雄氏が、4月23日亡くなられた(合

掌)。同氏が鉄人と称されたところの

2215試合連続出場は世界記録であり、誰もが諸手を挙げて賞賛した。勿論、連続出場のみでなく、野球に取り組み姿勢をはじめ人柄など、国民栄誉賞受賞に相応しい鉄人である。

世界にその名が知れ渡り、日本が誇る建築家：安藤忠雄氏は、脾臓・すい臓・十二指腸など5つの内臓を癌で切除しているが、いたって健康で、今年77歳である今、世界中を飛び回っている。1日1万歩を歩き、食事は毎食40分(夕食は1時間)賭ける。『食べながらのコンピュータはダメ、

食事は一本で、確り食する。発想は大胆に。古い物にはオーラがあり大切にすること。古い物の中に新しい物を創る。リーダーは働かねばならない。落ち込んでも治らないので普通に。仕事は楽しくする。』(安藤忠雄氏の言葉抜粋)。

鯨島純子氏(洪沢栄一の孫)は、95歳になるが、常にポジティブ思考である。骨折しても、詐欺にあっても『有難う。』と感謝で日々生活とのこと。

最高学人も学びの意味が解からず、しかも個人の趣味?で「倫理」が欠落者となつては人間失格であり、哀れな行き様となる。

4月新スタートする諸氏よ!、また病気がちの人も、高齢者も、他人の生き様を心して見られたい。複雑な時代こそ「努力と感謝」「倫理」の意味するところを忘れ、失わないように…。

「青春の夢に忠実であれ」

(シラー ドイツの詩人)

(丁)

## 4月の会と催し

- ▽3日〓清水大洲市長葬儀参列
- ▽11日〓愛媛県自治会館共同管理組合打合せ、愛・野球博実行委員会の設立総会及び第1回実行員会、全国町村議会議長会連絡調整会議
- ▽12日〓都道府県町村会事務局長会議及び事務局長研修会(13日まで)
- ▽16日〓サイクリング情報発信・誘客促進事業委託業務に係る企画提案型プロポーザル(プレゼンテーション)
- ▽17日〓(二財)市町村議会議員公務災害補償等組合連合会職員研究会、平成30年度全国町村議会議長会都道府県職員研究会(18日まで)、「第35回ふるさと振興賞」顕彰式
- ▽18日〓全国町村議会議長会事務局・事業説明会
- ▽19日〓内外情勢調査会松山支部懇談会、平成30年度全国簡易水道協議会中国・四国ブロック会議
- ▽21日〓内閣総理大臣主催「桜を見る会」
- ▽23日〓四国四県町村会長・事務局長会議
- ▽24日〓平成30年度消防団員等公務災害補償等事務説明会(25日まで)、自治労連からの要望、自治会館管理組合打合せ
- ▽25日〓愛媛県新幹線導入促進期成同盟会平成30年度総会
- ▽26日〓愛媛県人権対策協議会第58回定期大会、西日本ブロック(中国・四国・九州地区)町村会会長・事務局長による懇談会

▽27日〓(一財)全国自治協会第53回海外地方行政調査説明会、合区の早期解消促進大会、全国町村会政務調査会各委員会・全体会議、全国町村会理事會・都道府県町村会会長、全国町村会と全国町村議会議長会との意見交換会・懇談会

## 編集後記

4月から、この会報の編集に携わることになりました。これから、各町の担当の皆さまには、なにかと無理なお願いをさせていただきますこととありますが、どうぞよろしくお願いいたします。

近ごろ、ネットの普及でデジタル情報に接する機会が増えてきました。それでも、人によつては紙ベースの方が見易く思う人もいます。事実、アナログ人間の私もその一人で、画面では読みそが受けつけてくれないのです、情けないことに。

こうした人も現にいるわけで、皆様に親しく読んでいただける紙面づくりに頑張りますので、ご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、本会のホームページにバックナンバーをアップしておりますので、ご覧ください。

次回から巻頭の写真のテーマは、「各町のイベント」です。各地にどんなイベントがあるのでしょいか。楽しみます。

# 全国町村議会議員 団体補償制度

ケガの保険

(傷害総合保険)

- 保険期間 毎年7月1日午後4時から1年間(随時加入できます。)
- 加入資格 全国の町村議会議員等、議会事務局職員、系統町村議会議長会職員

補償の対象となる場合(例えば次のような事故によりケガをした場合、補償の対象となります。)

ケガ

加入者(議員)  
ご本人  
および  
配偶者  
(夫婦型に  
ご加入の場合)



演説中・公務中の事故



車での移動中の事故



飛行機搭乗中の事故



スポーツ中の事故

夫婦型  
のご加入を  
おすすめ  
します。

個人賠償責任

自転車で他人に  
ぶつかり  
ケガをさせた

飼い犬が他人に噛みついて  
ケガをさせた同居の子ども・孫が  
他人のものを破損した買い物中に誤って  
商品をこわした

## 事故例

賠償額  
概 算 **9,521万円**

〈事故の概要〉

男子小学生(11歳)が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性(62歳)と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。

(神戸地方裁判所、平成25(2013)年7月4日判決) 出典:日本損害保険協会公式ホームページ

## 保険金額と掛金(保険料+事務運営費)

(注)本人型と夫婦型は、重複して加入できません。

(保険期間 2018年7月1日から1年間 職種級別A級) 年払の場合

天災危険補償特約、後遺障害等級限定補償特約(第1級~第3級)、手術保険金倍率変更特約および重大手術保険金倍率変更特約セット

| 加入タイプ         |      | 本人型                |  | 夫婦型                |          |
|---------------|------|--------------------|--|--------------------|----------|
| ケガの補償の対象者     |      | 加入者(議員・退職議員)本人     |  | 加入者(議員・退職議員)本人 配偶者 |          |
| 補償内容          |      | 保険金額               |  | 保険金額               |          |
| ケガ            | 死亡   | 1,620万円            |  | 1,620万円            | 1,135万円  |
|               | 後遺障害 | 820万円              |  | 820万円              | 500万円    |
|               | 入院   | 日額8,000円           |  | 日額8,000円           | 日額8,000円 |
|               | 手術   | 日額4,000円           |  | 日額4,000円           | 日額4,000円 |
|               | 通院   | 日額3,000円           |  | 日額3,000円           | 日額2,500円 |
|               | 通院   | 日額2,000円           |  | 日額2,000円           | 日額1,500円 |
| 個人賠償責任        |      | 最高2億円<br>(自己負担額なし) |  | 最高2億円<br>(自己負担額なし) |          |
| 年払保険料         |      | 20,000円            |  | 33,000円            |          |
| 事務運営費         |      | 2,000円             |  | 2,000円             |          |
| 掛金(保険料+事務運営費) |      | 22,000円            |  | 35,000円            |          |

本年度は、約15%(注)の割引となります。(注)団体割引30%、過去の損害率による割増35%、大口割引10%を乗算しています。

事務運営費は本制度の運営に必要な費用(様式のとりまとめ、掛金の集金等)に充当しています。

※傷害総合保険と交通傷害危険のみ補償特約セット傷害総合保険がセットされたプランなので、「交通事故」の場合、傷害総合保険と交通傷害危険のみ補償特約セット傷害総合保険の両方から保険金をお支払いします。

## 制度の特長

- 町村議会議員の皆さまがご加入いただける制度です。
- 議会議員を退職後も、継続してご加入いただけます。(掛金のお支払いは口座振替となります。)
- 公務中のケガから日常生活のケガまで、国内・国外を問わず24時間補償します。
- 地震によるケガも補償します。
- 加入の際、医師の診査などは不要で、年齢に関係なくご加入いただけます。

◎ご加入のお申込みは◎  
町村議会事務局まで

## 新規・中途加入者の掛金(保険料+事務運営費)

| 補償開始日 | 掛 金                 |                     | 補償開始日 | 掛 金                 |                     |
|-------|---------------------|---------------------|-------|---------------------|---------------------|
|       | 本 人                 | 夫婦型                 |       | 本 人                 | 夫婦型                 |
| 7月1日  | 22,000円(保険料20,000円) | 35,000円(保険料33,000円) | 1月1日  | 11,000円(保険料10,000円) | 17,500円(保険料16,510円) |
| 8月1日  | 20,200円(保険料18,330円) | 32,100円(保険料30,240円) | 2月1日  | 9,200円(保険料8,330円)   | 14,600円(保険料13,750円) |
| 9月1日  | 18,400円(保険料16,680円) | 29,200円(保険料27,510円) | 3月1日  | 7,400円(保険料6,680円)   | 11,700円(保険料11,000円) |
| 10月1日 | 16,500円(保険料15,010円) | 26,300円(保険料24,760円) | 4月1日  | 5,500円(保険料5,010円)   | 8,800円(保険料8,270円)   |
| 11月1日 | 14,700円(保険料13,320円) | 23,400円(保険料22,000円) | 5月1日  | 3,700円(保険料3,320円)   | 5,900円(保険料5,490円)   |
| 12月1日 | 12,900円(保険料11,680円) | 20,500円(保険料19,260円) | 6月1日  | 1,900円(保険料1,680円)   | 3,000円(保険料2,770円)   |

## 全国町村議会議員互助会(保険契約者) 〒102-0082 東京都千代田区一番町25 全国町村議員会館 電話 03-3264-8172

- 本保険制度は、損害保険ジャパン/日本興亜株式会社を幹事保険会社とする損害保険会社4社の共同引受であり、幹事保険会社が他の保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社は、各々の引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。引受保険会社と引受割合については、取扱代理店までお問い合わせください。
- ご契約者以外に対象となる方(被保険者)がいいらっしゃる場合には、その方にもパンフレットに記載した内容をお伝えください。
- この広告は概要を説明したものです。詳しい内容については、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜営業店までお問い合わせください。
- ◎取扱代理店 株式会社まちむら 〒102-0082 東京都千代田区一番町25番地 全国町村議員会館 電話 03-3264-6830(受付時間:平日の午前9時から午後5時まで)
- ◎幹事引受保険会社 損害保険ジャパン/日本興亜株式会社 団体・公務開発部第三課 〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 電話 03-3349-5408(受付時間:平日の午前9時から午後5時まで)

SJNK17-20062 2018年2月26日作成

**大会開催の  
お知らせ**

# 行革甲子園



## ～愛顔あふれるイノベーション！政策コンテスト～

愛媛県では、全国の市区町村の創意工夫あふれる取組を発表、表彰する「行革甲子園2018」を開催します。

多くのノウハウを共有し、自らの取組に活用していただくことを目的としております。全国の市区町村の職員及び市区町村議会議員など、自治体関係者の方々のご参加をお待ちしております。

## 2018年 8月30日(木) 開催 (予定)

於：ひめぎんホール（愛媛県松山市道後町2-5-1）

### 【当日の内容】(12:30～17:00)

#### ①全国の自治体による行政改革に係る事例発表

全国の市区町村から応募があった取組事例のうち、書類審査を通過した8団体程度の事例発表を行います。

#### ②特別企画「台湾・台北市」による先進事例発表

#### ③審査、表彰式 ※大会終了後、大会参加者による交流会を開催予定

### 【大会参加の申し込み】

・7月中～下旬に、『参加者募集』のお知らせをする予定です。

※詳細は、県公式HPへ掲載予定です。(下記により検索し、ご確認ください。)

・**参加無料**となっておりますので、ぜひ、ご来場ください。

### 【これまでに開催した「行革甲子園」について】

愛媛県では、平成24年度と26年度に、県内の市町と連携し、「行革甲子園」を開催しました。28年度には、取組を拡大し、全国の市区町村を対象に、全国版「行革甲子園2016」を開催したところ、全47都道府県110市町村から104事例に及ぶ行革事例の応募をいただきました。

応募事例はすべて愛媛県のホームページに掲載し、アイデアやノウハウの共有を図っており、これまでに、多数の事例が県内全20市町で検討・導入される等、優良事例の波及効果が認められています。

行革甲子園

検索

